

会 議 記 録

会 議 名	和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第3回
開 催 日 時	令和3年7月20日（火）午前11時00分～午前11時25分
開 催 場 所	庁議室
議 題	(1) 前回の会議での意見に対する対応状況について (2) 自治体DX推進手順書について (3) システム標準化・共通化対応に向けた検討部会の設置について (4) 行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の設置について (5) マイナンバーカードの交付・申請の状況について (6) 障害者の確認方法に障害者手帳アプリの提示を導入することについて

1 和光市デジタルトランスフォーメーション推進本部第3回議付議事項について

(1) 前回の会議での意見に対する対応状況について

それでは、「(1)前回の会議での意見に対する対応状況について」ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

1. 押印・署名の見直しにつきましては、条例改正が必要な様式についても積極的
に見直すようにとの御意見を受けまして、該当する条例を精査し、令和3年9月定例
会に条例改正議案を上程することとしています。

2. ペーパーレス化関連につきましては、現在のパソコンのリース契約期間が令和
5年7月31日までとなっていることから、次回の更新に向けて端末のモバイル化や
会議資料等のペーパーレス化を検討していくこととしました。

3. メール送受信関連につきましては、送受信の容量についての見直しの御意見が
ありましたが、メール送受信の容量制限はセキュリティ対策の一面であるため、メ
ール送受信の作業負担軽減に当たっては令和3年度内に予定しているシステム更新の検
討の中で、より操作性の高いシステムの採用を含め、対応を検討していくこととしま
した。

4. 勤務簿関連につきましては、押印の見直しについての意見がありましたが、勤
務簿の押印の見直しについては、行政改革推進実行計画に位置付け、行政改革の取組
の一環として別途見直しを行うこととしました。

前回の会議意見に対する対応状況についての説明は以上となります。

【意見・質問】

- ・なし

(2) 自治体DX推進手順書について

それでは、「(2)自治体DX推進手順書について」ご説明させていただきます。

資料2をご覧ください。

総務省から7月7日に自治体DX推進手順書が公表されましたので、その概要について、今後のDX推進本部での検討の参考にしていただく観点で、ご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。こちらの自治体DX推進手順書は、第1回会議でご説明させていただいた「自治体DX推進計画」に基づき、具体的に取組を行うにあたってのマニュアルとして市町村に提供されたものとなっています。

手順書は、自治体DX全体手順書、自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書、自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書の3つから構成されておりまして、特に重要な事項である、情報システムの標準化・共通化と行政手続のオンライン化については、より詳細な手順書が示されている、というような形となっております。

2 ページ目をご覧ください。こちらに全体手順書の概要が示されております。DX推進を全般的に進める手順が示されています。本市においては、既に、DX推進本部を設置して全庁的に推進していく体制を整えているところですが、このステップのうち、ステップ1 全体方針については全体手順書で示されている手順を踏めていない状況となっています。そのため次回DX本部では、DX推進のビジョンと工程表で構成される「全体方針」の案を提示させていただくことを検討しております。

6 ページ目をご覧ください。自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書の概要が示されています。令和7年度までに標準化・共通化システムへの移行が完了するよう、計画的に取組を推進することが求められています。こちらにつきましては、次の議題である議題3の「システム標準化・共通化対応に向けた検討部会の設置について」にて詳しくご説明差し上げます。

7 ページ目をご覧ください。もう1つの手順書として、「自治体の行政手続のオンライン化に係る手順書」が示されています。手順書の内容といたしましては、マイナポータルを活用する場合の手順が重点的に示されていますが、それ以外のオンライン化の手法も妨げないとされていますので、従来から導入している電子申請・届出システムや和光市LINE公式アカウントなどの充実も含め、積極的にオンライン化の検討を進めていきたいと思っております。

最後に9 ページ目をご覧ください。DX推進に関する先進事例集が掲載されています。職員提案などで提出された事例なども含まれておりますが、各部局で関連するものについてはご確認いただき、事務の参考にしていただけましたらと思っております。

説明は以上となります。

【意見・質問】

・なし

(3) システム標準化・共通化対応に向けた検討部会の設置について

それでは、(3)システム標準化・共通化対応に向けた検討部会の設置につきましては、情報推進課からご説明させていただきます。

資料3をご覧ください。

本件に関わる背景として、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が本年9月1日から施行予定となっております。この法律に基づき、令和7年度末までに、国が選定した17業務を処理するシステムについて、国が策定した標準化基準に適合したシステムを利用することが義務付けられることになっており、当該期間中に適合システムへの移行を行う必要があります。

このシステム移行には4年を超えるスパンでの調整、作業等が必要であり、これを円滑に進めるため、関係課で組織する「システム標準化・共通化検討部会」の設置を諮るものです。

別紙にお示ししていますが、17業務を処理するシステムは、住民基本台帳情報を中心とした多数の業務システムがパッケージされた「総合行政システム(Publinker)」と、個別に構築された「障害福祉システム」及び「生活保護システム」が対象となっています。これらのシステムは緊密な連携を取って運用されているシステムであり、それぞれの移行においても同様に調整を図りながら移行する必要があります。各業務システムを所管している課で構成し、実務的な対応を諮る必要があることから、課長補佐級又は統括主査級職員に参加いただくことを考えております。

部会の目標としましては、国が選定している17業務に関わる全てのシステムについて標準化に適合したシステムへの移行に係る進捗を管理し、移行を完了させることとします。今後のスケジュールに関しては、国が今月公表した手順書に基づき、部会を立ち上げ、手順書を含むシステム標準化に係る情報の共有を図りつつ、現時点で各業務の標準化基準は策定中であることから、その進捗等を見ながらスケジュールの検討やシステム更改方針の検討、現行システムの分析調査等、着手可能な部分から取組を進めてまいりたいと考えております。

関係部局の皆様には、システム標準化・共通化の業務についてご理解をいただき、御協力をお願いします。

説明は以上となります。

【意見・質問】

- ・具体的な部会の立ち上げはいつ頃ですか。
- 現時点では具体的なスケジュールは決めていないのですが、秋頃には照会をかけて部会を組織したいと考えています。(事務局)
- 秋頃にサイボウズ掲示板で照会があるということですか。
- 関係課には、参加いただく方を推薦するような形で照会を行いたいと考えています。(事務局)

(4) 行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の設置について

それでは、「(4) 行政手続のオンライン化の推進に向けた検討部会の設置について」ご説明させていただきます。

資料4をご覧ください。

行政手続のオンライン化については、情報システムの標準化・共通化と並んで個別の手順書が示されるなど、とても重要な論点となっております。また、マイナンバーカード交付円滑化計画の推進により、本市は県内でも最もマイナンバーカードの普及率が高い状態となっておりますが、こうした環境を十分に生かしていく必要もあります。

そのため、行政手続のオンライン化の更なる推進のため、推進にあたって関係する課所からなる検討部会を設置することを諮らせていただきます。

マイナンバーカードを活用したオンライン化の推進に関連する、これまでの経緯について、ご説明させていただきます。

令和3年2月17日に開催されたDX本部第1回会議におきまして、現在導入している和光市LINE公式アカウントにマイナンバーカードの読み込み機能を追加することで、これまでは厳格な本人確認の必要性があるためにオンライン申請を行うことが難しかった住民票などの証明書発行に関するオンライン申請を行う方向性について了承していただきました。これまでは、LINE公式アカウントにマイナンバーカードの読み込み機能が無かったため、総務省は住民票の発行などでLINE申請を活用することは認めていなかったのですが、この方法は総務省が求めてきたマイナンバーカードを活用した方法に対応したものであり、国の方向性とも沿ったものとなっております。

その後、LINEに関する個人情報の取扱いなどの様々な報道がなされたことを受けて、令和3年4月30日に「政府機関・地方公共団体等における業務でのLINE利用状況調査を踏まえた今後のLINEサービス等の利用の際の考え方（ガイドライン）」が国から発出されました。このガイドラインとの適合性の確認などの観点から、当初は夏ごろには導入することを検討していたところ、導入時期に遅れが生じておりました。

改めて事業者から、令和3年10月の導入開始を目途に、国のガイドラインに適合したサービス提供が可能であるとの報告を受けておりますので、こちらについては導入に向けて検討していきたいと考えております。

部会で検討することについてですが、先ほど申し上げたLINE申請に限らず、電子申請・届出システムなどの活用を含め、幅広くオンライン申請の推進に向けた検討を行いたいと思います。

そのうえで、導入することとなった手法について、情報セキュリティなどの観点からの課題検証や業務フローへの影響などの課題検証を実務的な観点で進めていくことを考えております。

部会につきましては、政策課を事務局とし、情報セキュリティやオンライン申請の全般的な推進の観点から情報推進課、住民からの証明書の申請として主要な手続きである住民票の発行と課税証明書の発行を先行事業として検討するために戸籍住民課及び課税課、証明書の発行に伴う手数料の収納処理の観点から会計課を当面の部会の構成課所とすることで検討しております。

部会での検討の進捗に伴いまして、追加で部会に参加を要する課所又は関連する検

討が完了したため部会への参加が不要となった課所などが生じた場合の構成員の変更については適宜行いたいと思います。

説明は以上となります。

【意見・質問】

・DXを推進していくためには、マイナンバーカードの推進は必要不可欠という考え方でよろしいですか。（教育長）

→マイナンバーカードの普及については基本的には必要不可欠という立場をとりますが、マイナンバーカードを所有していない人を排除するといった考え方ではありません。（事務局）

→マイナンバーカードを登録しておくことで、市民もサービスが利用しやすくなり、メリットがあるということが伝わらない限り、DXの推進もマイナンバーカードの普及も頭打ちになってしまうかもしれません。マイナンバーカードの所有率が100%であれば推進しやすいと思いますが、なかなか難しいと思います。（教育長）

→そういった意味で言いますと、これまでマイナンバーカードを持っていることに、あまりメリットがありませんでしたが、今回の取組が進む場合には、相当程度便利になると思いますので、こういったメリットなどを強調しながらDXを推進していければと考えています。（事務局）

・10月導入を目標に進めていくということですので、この部会の立ち上げは早急に必要ではないかと思いますが、いつからの立ち上げを予定していますか。

→10月導入は最速の目標ではありますが、なるべく早く導入していく観点から今月ないしは来月には、第1回の打ち合わせができるようなスケジュールで進めたいと考えています。（事務局）

・導入時期の目標は10月ということですが、担当では新たな取り組みのために、いろいろな不安要素があります。一つ一つ不安や課題を解決していき、丁寧に進めてください。

(5) マイナンバーカードの交付・申請の状況について

それでは、「(5)マイナンバーカードの交付・申請の状況について」についてご説明させていただきます。

資料5をご覧ください。

令和3年1月から、マイナンバーカードを取得していない全ての国民に国が直接ダイレクトメールを送付して取得を促すという措置を講じておりまして、グラフをご覧くださいと分かりますとおり、申請枚数、交付枚数ともに、令和3年1月から3月にかけては大幅に増加していました。その後、令和3年4月以降については徐々に申請が少なくなってきております。

令和3年4月以降は申請が少なくなってきてはいるものの人口に対する交付率は令和3年6月末現在、埼玉県内の63市町村中で一位である39.95%の交付率となっております。

引き続き、先ほどもご説明させていただいたマイナンバーカードを活用した取組を推進していくことなども通じて、マイナンバーカードの普及促進を進めてまいります。

説明は以上となります。

【意見・質問】

・なし。

(6) 障害者の確認方法に障害者手帳アプリの提示を導入することについて

それでは、保健福祉部より「(6) 障害者の確認方法に障害者手帳アプリの提示を導入することについて」を説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

和光市の行政サービスにおいて、障害者であることをサービスの利用条件としているものや、利用料金等の減免条件としているものがあります。

障害者であることの確認は、これまで障害者手帳の提示によることが一般的な方法でしたが、障害者手帳を日常的に持ち歩くことで、紛失のリスクが高く、手帳の劣化といった課題もありました。また、障害者手帳を提示すること自体に抵抗を感じる障害者も一定数います。

障害者手帳の提示に加えて、障害者手帳アプリの提示によって障害者であることの確認ができるようになれば、障害者の利便性の向上、心理的負担の軽減につながります。

障害者であることを利用条件としているサービスや、利用料金等の減免条件としているサービスの所管課においては、障害者であることの確認方法として、障害者手帳アプリの提示を導入することを検討し、その結果を報告していただきたいと思います。

なお、一覧は、社会援護課で確認できたサービスを記載していますが、ここに記載されていないサービスで、障害者であることをサービスの利用条件等としているサービスがあれば、当該サービスの所管課においても同様に検討し、その結果を報告していただきたいと思います。

検討結果の取りまとめたものについては、社会援護課にて市のホームページに公表しますが、障害者手帳アプリの提示を導入することとしたサービスの所管課においては、市のホームページや案内文書を修正していただき、適切にその旨を周知していただければと思います。

説明は以上となります。

【意見・質問】

・なし

2 その他

一点ご報告があります。国のDX推進計画において、重点取組事項となっている、デジタルデバイド対策、高齢者などデジタルツールの使い方がわからない方への取組として、事業を進める予定があることを、ご報告させていただきます。

総務省がデジタル化推進のために、講習会でスマートフォン等を使って使い方を教えたり、各種行政手続きやサービスを利用する方法を教えたりする事業に対し、国が補助金を出して推進しています。対象はその事業をやりたいという民間の事業者で、自治体が会場や募集の協力を行うことが補助金のスキームとなっています。和光市内

でそういった事業をやりたいという事業者から当市に対して協力依頼がきており、スマートフォンの教室など、実績の多い事業者であったことから協力を了承しました。その後、この事業が採択されたため、11月頃から3か月くらいかけて、市内の公民館等を使い、高齢者向けのスマホ教室を開催したいと考えています。詳細はこれから事業者と話し合いを行って決める予定ですが、施設をお借りしたり、高齢者に向けてのPRをお願いしたりする関係で、関係部局に対してご協力を依頼する場合がありますので、その際は是非よろしく願いいたします。報告は以上です。

以上